

板橋区立志村第六小学校 令和6年度 学校経営方針の概要

令和6年4月24日（水）
校長 小池 木綿子

【蓮根地区学びのエリア※ 目指す児童・生徒像】※志村第三中・蓮根小・蓮根第二小・志村第六小

知…主体的に課題に取り組み、自分の考えを分かりやすく表現する力を身に付けた児童・生徒
徳…認め、励まし、共に成長する児童・生徒
体…自らの心身の健康に向き合い、進んで体を動かそうとする児童・生徒

【教育目標】学・共・健 ー共に学び健やかにー

人間尊重の精神を基調とし、知（学び）・徳（心）・体を磨き、自らの可能性を高めていく子どもを育成する。

【板橋区立学校としてのミッション】

「教育の板橋」いきいき子ども！あたたか家族！はつたつ先生！ 学び合う、学び続ける人づくり！

“学びのまち”「教育の板橋」の実現 <板橋区教育大綱、板橋区教育ビジョン2025、いたばし学び支援プラン2025>

【基本的方向性】誰一人取り残さないための居場所づくり

- 1 これからの社会を生き抜く力の育成（確かな学力・豊かな人間性・レガシー教育）
- 2 子どもの学びを保障する教育環境の確保（保幼小中の連携・安心安全な環境整備）
- 3 地域と共に学び合う教育の推進（地域とともにある学校・ICSの推進・家庭教育）

確かな学力の定着と向上

○板橋区授業スタンダードの徹底

【志六スタンダード】

めあて・自分の考え・友達の考え・振り返り・まとめ

INPUT→ THINK→ OUTPUT

- ・学習規律の共通理解
- ・問題解決型、探究型の学習形態
- ・タブレット端末等の効果的な活用
- ・個に応じた指導 ・3S+G
→ 少人数指導、TT 等
→ 五組・ひまわり教室との連携
- ・学力向上推進週間の設定 等

○学びに向かう力、人間性等の涵養

- ・子どもが「学び続ける」授業の実施
- ・個別最適化・協働的な学びの導入
- ・学習習慣の確立（家庭学習の手引き）等

○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業革新

- ・国及び都、区独自の学力に関する調査の結果分析
- ・OJTの実施
→ 互いの授業から学ぶ
→ 各種研修、教育会、研究発表・他校種の授業参観を積極的に行い校内に還元

【目指す学校像】子どものためによりよいことをとことん追求し、協働する学校

○子どもが、暮らしの中から課題を見付け、夢中になって学び、互いを認め合い高め合い、一人一人のよさを発揮できる学校

○保護者が、「この学校に通わせてよかった」と安心して信頼して子どもを任せられる学校

○地域の方々が、他に誇れる「おらが学校」

○子どものためによりよいことを全教職員がとことん追求し、協働して組織的に取り組む学校（チーム志六）※働き方改革を含む

豊かな人間性の育成

○人権教育の推進

「ユニバーサルマナー」

→自分とは違う誰かの視点に立ち、行動する力

・「志六小のきまり」の具現化

・hyper-QUの結果の分析

・学びのエリアの意図的な交流活動

○キャリア教育の充実

・「自分を知る活動」「体験活動の重視」

→メタ認知、自己理解・自己管理能力の向上

○考える・議論する「特別の教科 道徳」

- ・自己肯定感の醸成 ・郷土愛
- ・他者理解と自己理解（見つめる）

体力の向上と安全指導

○体力の向上

・防衛体力（食育・健康教育）

→ 食育（レガシー教育との関連、実態に応じた給食 等）

→ 健康教育（自分の心と体を知る）

・行動体力

→ 運動の日常化

（長寿命化工事1年目の中で）

→ 体力テストの結果の分析

○安全教育の充実（安全教育プログラム・学校安全計画）

- ・生活安全
 - ・交通安全
 - ・災害安全
- 自助・共助・公助
自分を守り 相手を守る

【目指す教師像】共汗・継続・徹底

○Passion 情熱

- ・「子ども最優先」の視点で考える教師（児童理解力）
→ こども基本法施行・こどもまんなか社会の実現
- ・実態に応じて計画的に、子どもが「分かる できる つくる 楽しい授業」を実現する教師（授業力）
- ・学び変化し続ける専門性の高い教師（自己研鑽）
→ Change 変化/Challenge 挑戦/Creative 創造

○Positive 前向き

- ・仕事に厳しく、人に優しく、プラス思考
- ・現状維持に満足せず、常に改善向上する姿勢
- ・タイムリーで積極的な情報発信

○Power 機動力

- ・迅速で的確な判断と対応（報告・連絡・相談・記録）
- ・「チーム志六」組織の一員としての自覚
- ・「最悪を想定して」「慎重に」「素早く」「誠意をもって」「組織的な対応」（危機管理の「さしすせそ」）

■サービスの厳正（サービスの宣誓・法令遵守）毎月の研修

- ・身分上、職務上の義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・体罰の禁止
- ・不適切な指導の禁止
- ・個人情報の管理
- ・会計事故の防止
- ・授業時数の確保
- ・交通事故、交通法規違反の防止
- ・わいせつ行為やハラスメントの防止 等